

長崎市農業委員会 令和6年3月総会 議事録

- 1 日 時 令和6年3月28日(木) 14:20 開会
15:20 閉会
- 2 会 場 長崎市役所7階 大会議室(長崎市魚の町4番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(18名)
井川 義英 池田 憲二 岩本 隆 尾崎 正孝 植田 正和
上川 満治 柴原 恵 永岡 亜也子 野中 麻美 平尾 政博
増田 茂 松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 森保 欣也
柳川 八百秀 山口 眞佐栄 山崎 実男
- 5 欠席農業委員(1名)
岩永 一也
- 6 出席推進委員(22名)
今村 秀喜 浦川 英敏 川添 孝則 城戸 利美 久保 正
田中 幹生 鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人
野口 洋太郎 野本 英世 濱口 敏夫 濱口 雅洋 本田 雅博
松浦 行信 松本 貞幸 松本 守 三浦 信男 村田美津枝
森内 悟己 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(2名)
熊本 昭憲 山口 憲昭
- 8 出席職員
【農委事務局】 向井局長 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
赤池専門官
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 それでは、ただ今から、令和6年3月農業委員会総会を開会いたします。議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、3月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、22名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。井川義英委員と池田憲二委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○井川委員・池田委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本日は付議事項が6件ございます。まず初めに、第1号議案、「農業委員会事務局職員の任免について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案について御説明します。議案書の1ページを御覧ください。令和6年3月22日に、令和6年4月1日付け人事異動の発令がありました。農業委員会事務局職員につきましては「農業委員会等に関する法律」第26条第3項の規定に基づき、農業委員会が任免することになっていることから本議案を提出するものでございます。それでは議案書の2ページを御覧ください。令和6年3月22日に発令された農業委員会事務局に係る令和6年4月1日付人事異動の内示でございます。

表の左側が転出者、右側が転入者です。まず、左側の転出者でございますが、向井事務局長が、まちづくり部景観推進室上席専門官として転出されます。次に前田事務局長が、財務部次長兼財務部市民税課長として転出されます。次に赤池専門官が南総合事務所地域整備課専門官として転出されます。続きまして、右側の転入者でございますが、総務部の萩原政策監が農業委員会事務局長として転入されます。続きまして、理財部収納課の木場課長が農業委員会事務局事務長として転入されます。次に、水産農林部農林振興課の相川課長が、農業委員会事務局上席専門官として転入されます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、本件につい

ては、議案のとおり、農業委員会事務局職員を任免することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは、転出されます方から、ご挨拶をお願いいたします。

— 転出者挨拶 —

○議長 ありがとうございます。転出されます職員の方におかれましては、大変お世話になりました。今後とも健康に留意されまして、新しい環境の中でのますますのご活躍を心よりお祈り申し上げます。それから、本日は転入される方も来ておられますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

— 転入者挨拶 —

○議長 ありがとうございます。転入される皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。転入・転出される職員の方は、ここで退出されます。

— 転出・転入者退出 —

○議長 それでは議事を進めさせていただきます。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する中小島2丁目の農地3筆168.01㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が自宅に隣接する農地で新規就農するためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が1人で300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員から報告をお願いします。

○浦川推進委員 現地調査について御報告いたします。3月14日に私と柳川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、譲受人が自宅に隣接する農地を購入し、就農する

もので、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。また、第6号の地域との調和要件につきましても、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きます、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き3ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆589㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が体調不良による農業経営規模縮小のためであり、譲受人が現在管理している農地を譲受け、引き続き耕作管理を行うためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が1人で200日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、松浦行信推進委員から報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査について御報告いたします。3月14日に私と森保委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。また、第6号の地域との調和要件につきましても、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きます、3番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する現川町の農地1筆945㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で705日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、野口洋太郎推進委員から報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査について御報告いたします。3月18日に私と池田委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。また、第6号の地域との調和要件につきましても、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○農地係長 続きます、4番について御説明いたします。議案書は引き続き4ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する香焼町の農地1筆868㎡について、

〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が自宅に隣接する農地で新規就農するものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で240日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員から報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査について御報告いたします。3月14日に私と森保委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、譲受人が自宅に隣接する農地で新規就農するもので、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、5番について御説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する田手原町の農地1筆294㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で500日ということで要件を満たしております。第6号の地域との調和要件につきましても、3月18日、山口眞佐栄委員立合いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

○森山委員 1番でございますけれども、農地取得には下限面積は撤廃されたわけですが、168㎡に農作業常時従事日数300日ということですが、これは何を作られるのでしょうか。そして、〇歳と若い方ですので兼業か何かされてるのでしょうか。

○農地係長 場所も市街化区域で、住宅地に囲まれた小さな農地になるんですけれども、購入した農地のすぐ横に住まれている方で、自分が食べる程度の野菜を作りたいということで今回購入されています。

○森山委員 168㎡に300日というのはバランスがとれていないようなんですが、ここまで従事日数があげてあるということは、何かあるんでしょうか。

○農地係長 毎日何時間も作業するという事ではないのですが、1日水をかける程度の作業ということで日数をあげているということです。

○森山委員 わかりました。受付するときに従事日数にも、300日かけなくてもできるので、もうちょっと考慮してもらえればと思うんですけども。

○議長 ほかにございませんか。ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地1筆について、宅地として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、平面図でございます。木造平屋建ての住宅を建設する計画で、切土、盛土による敷地の造成は行わず現状の高さで、碎石を敷きならして使用します。また隣接する〇番〇の農地とは高低差のない平地で接しているため、4m程度の緩衝地をもうけます。雨水排水につきましては、敷地内側溝により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水へ放流されます。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。3月19日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、宅地に転用を行うものですが敷地の造成は行わず、現状のまま使用します。また、建物の高さを低く抑えることで、近隣農地への風通しや日照等の悪影響を及ぼす恐れはなく、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番について御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する現川町の農地4筆について、〇〇株式会社九州支店が九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策として、恒久湧水対策農業用施設を設置する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域内の農地であり、原則として転用できませんが、不許可の例外として、農業用施設であれば許可できることとなっております。次が、配置図及び断面図でございます。赤で着色した部分が対象地で、現川町〇番〇と〇番〇の青で着色した部分に300tの農業用受水槽を整備し、現川町〇番〇及び〇番〇は道路への転用部分になります。雨水排水につきましては敷地内に側溝を設置し道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野口洋太郎推進委員から報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査について御報告いたします。3月18日に私と池田委員、事務局とで現地確認を行いました。この申請は、トンネル工事により発生した湧水対策として貯水槽を設置しようとするものであり、地元の農業用水を確保するために必要な施設であります。また、申請地については地元地権者からの了承や土地所有者の内諾を得られており、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き7ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さん及び〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地5筆について、〇〇〇の〇〇さんがアパートを建設する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域

内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、配置計画図でございます。木造2階建て、10戸のアパート及び駐車場を整備する計画となっております。盛土により敷地造成を行うため、西側の出入り口部分はコンクリート擁壁により、その他の部分は土羽により土砂の流失を防止します。雨水排水については、敷地内に側溝を設置して道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流いたします。次が断面図でございます。出入り口部分のコンクリート擁壁の断面になります。次が敷地部分の断面図でございます。次が現地の写真です。現地の写真がもう一枚ございます。現地調査につきましては、川添孝則推進委員から報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査について御報告いたします。3月19日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、宅地へ転用を行うため、盛土により敷地の造成を行います。コンクリート擁壁と土羽により土砂の流出を防止します。また、雨水は敷地内に排水施設を整備し、道路側溝に放流するなど、被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

○城戸推進委員 1番の新幹線対策の関係ですけど、所有権移転で賃貸借がなされとりますけど、ずっと〇〇さんが所有権を移転して維持管理ばすつとでしようかね。

○農地係長 今回の転用にあたってはですね、〇〇さんが1年間賃貸借契約ということで転用の許可を取っております。その後は長崎市のほうに移管をされて、長崎市が管理していくことになるということで聞いておりますが、詳細な時期等がいつになるかは存じておりません。

○城戸推進委員 1年間だけ。

○農地係長 とりあえず転用をするのに1年間ですね。

○城戸推進委員 詳細な時期はまだ分からないってことですね。わかりました。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」ですが、1番については〇〇委員が対象の案件になっておりますので、他の議案と分けて審議いたします。それでは〇〇委員の一時退席をお願いいたします。それでは第5号議案1番についての議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番について御説明いたします。議案書の8ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、川原町の農地2筆2,549㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,549㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、12,395㎡となり、利用につきましては、ビワの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員から報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査について御報告いたします。3月14日に私と山口委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ビワの栽培を予定しております。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま第5号議案1番についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案1番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案1番について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは引き続き審議を行いますので、〇〇委員の復席をお願いいたします。続きまして、第5号議案2番から7番についての説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第5号議案2番と3番につきましては借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。議案書の8ページを御覧ください。2番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、高浜町の農地1筆1,447㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,447㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、議案書の9ページを御覧ください。3番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する高浜町の農地1筆244㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆244㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,248㎡となり、利用につきましては、レモンの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが2番の高浜町〇番〇の写真。次が3番の高浜町〇番〇の写真になります。現地調査につきましては、4番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、第5号議案4番について御説明いたします。議案書は、引き続き9ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する高浜町の農地3筆2,832㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆2,832㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、6,042㎡となり、利用につきましてはレモンの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう一枚ございます。現地調査につきましては、三浦信男推進委員から報告をお願いします。

○三浦推進委員 それでは、2番、3番、4番の現地調査について御報告いたします。3月14日に私と柴原委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、レモンの栽培予定しております。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、第5号議案5番と6番につきましては借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。議案書の10ページを御覧ください。5番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川内町の農地2筆1,764㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆1,764㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして6番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川内町の農地1筆1,163㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,163㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,927㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松本守推進委員から報告をお願いします。

○松本推進委員 5番と6番の現地調査について御報告いたします。3月18日に私と尾崎委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しております。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、第5号議案7番について御説明いたします。議案書の11ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する松崎町の農地1筆8,736㎡のうち2,250㎡について、〇〇〇の〇〇さんが9年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,183㎡となり、利用につきましては露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野本英世推進委員から報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査について御報告いたします。3月15日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案2番から7番についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案2番から7番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案2番から7番について、計画相当と認める

ことに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案、非農地判断の個別案件について御説明いたします。議案書の12ページを御覧ください。12ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が1件、合計筆数が1筆、合計面積が1,176㎡について、非農地通知申出が提出されております。

1番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、西海町の農地1筆で、面積は1,176㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員から報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査について御報告いたします。3月19日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

○森内推進委員 ちょっとお尋ねなんですけれども、3号、4号、5号議案を含めたところで、機構を利用すると金額がイチゴの場合は15,300円、レモンの場合は5,000円、ビワの場合は7,800円とランク付けがあるみたいなんですけれども、途中で変更したときは金額としては変わってくるのでしょうか。それともそのままなのでしょうか。

○農地係長 基本的には、利用権を設定した期間は金額が変わることはございません。お互いに合意がなされて金額を変える場合は、結んである利用権の設定を一旦解除して、新たに利用権の設定を行うこととなります。

○森内推進委員 要するに作物によって、金額が一律決まっているということによろしいんですね。

○農地係長 金額は作物ではなくてですね、圃場の状況であるとか、そういったことによってお互いに決めておりますので、イチゴだからいくらとかレモンだからいくらということではなくてですね、農地の状況であったり金額が決まってくることとなります。

○森内推進委員 双方の話し合いによるということですね。わかりました。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第6号議案

について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1事務局長専決事項について御報告いたします。報告事項の資料の1ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、2件提出されました。続きまして、2ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内で権利の移動が伴う転用の届出が、3件提出されました。合計5件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、3月8日に開催されました。資料は、3ページと4ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」説明いたします。資料の1ページを御覧ください。先月の報告以降、増減はありませんでしたので、現購読部数は113部となっております。今月分から令和6年度の実績として反映されることとなりますが、令和6年度の目標部数については長崎県農業会議が設定し、後日通知がありますので、分かり次第報告させていただきます。今後とも継続した活動をお願いいたします。

次に、その他の事項2について御説明いたします。資料の2ページ及び3ページに、令和5年度下半期の活動記録集計表を掲載しておりますので、それぞれご確認ください。また、昨年4月から3月までの1年間の実績を確定させて、報告する必要がありますので、本日3月分の提出をいただいている方、それから3月分を含め昨年4月以降で追加の報告がある場合は4月5日金曜日までに事務局に報告をお願いします。その他の事項1及び2についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何か御意見・御質問・御報告等ございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようですので、最後に、その他の事項3「令和6年4月、5月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 それでは、これで3月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦労さまでした。